

エアコン室外機発火事件

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 2 月 27 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 4448 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 一部変更、一部棄却
【参 照 法 令】 製造物責任法 3 条
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25565230

事実の概要

本件は、一審原告らが、自宅兼教会建物 2 階ベランダに設置されていた一審被告製造にかかる家庭用ルームエアコンの室外機がその欠陥に起因して発火し、建物を焼損し、建物内の動産も焼損ないしは水損したと主張して、一審被告に対し製造物責任法 3 条に基づき財産的及び精神的損害の支払いを求めた事案で、一審で請求が一部認容された後、双方が控訴していた事案である（事実関係の詳細は、田島純蔵「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）26 号（2020 年）79 頁の本件一審判決（LEX/DB25562152）の「事実の概要」参照）。

判決の要旨

本判決は、本件室外機が本件火災の発火源であり、同室外機の欠陥によるものと認められるので、一審被告は一審原告らに対し、製造物責任法 3 条に基づき一審原告らの財産的、精神的損害を賠償する責任がある、と判断した上で、一審原告らの控訴審における拡張請求は一部理由があるとして、増額変更し、一審被告の控訴は棄却した。

1 製造物責任法 3 条に基づく損害賠償請求における主張立証責任の枠組み

一般の不法行為の過失責任を欠陥責任に転換して被害者の保護を図ることを目的とする製造物責任法の趣旨（危険責任、報償責任及び信頼責任の観点）及び文言に照らせば、一般の民事訴訟における主張立証責任の構造に従い、①利用者の側の立証によって認定される諸事実（事実上の推定）を

覆すに足りる立証（間接反証）をしない限り、製造業者等は損害賠償責任を免れないこととなるものと解される。そして、訴訟上の因果関係及びその基礎となる事実の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実の存在及びその事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであれば足りること（最判昭 50・10・24（ルンパール事件最高裁判決）参照）に鑑みると、利用者による上記①の立証は、社会通念に照らして欠陥の存在（当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること）を推認するに足りる諸事実が立証されていれば足り、必ずしも欠陥の部位・態様や技術的原因等の詳細まで立証を要するものではなく、また、因果関係の存在についても、必ずしも当該欠陥に起因する危険事象の発生に至る科学的機序等の詳細まで立証を要するものではないと解するのが相当である。

2 本件室外機が本件火災の発火源であると認定し又は推認することの可否等

本件に関しては、①本件建物及び本件室外機周辺の焼損状況等（本件建物の中で、2 階ベランダに設置されていた本件室外機の周辺が最も焼損が激しい部分であったこと）、②本件火災の発生初期の燃焼状況及び本件建物の延焼・消火活動の経過等（最初に本件火災を発見した一審原告 X₅ が 2 階ベランダにオレンジ色の炎を目撃した時点では炎は居室内に入ってきておらず、その後上記ベランダに面したリビングルームに駆け付けた一審原告 X₃ も、ベランダの炎がリビングルーム内に入ってきて燃え広がろうとしているのを現認したなどの目撃状況のほ

か、消火活動の経緯や本件室外機の破裂痕の状況などから、本件室外機が独自に燃焼を開始したことがうかがわれることなど）、③本件室外機の部品であるファン電動機の物理的・工学的な観点からみた発火可能性（通電状況や配線の短絡等による発火の可能性）等といった間接事実を総合すると、本件火災は、本件建物 2 階ベランダに設置されていた本件室外機の部品であるファン電動機に配線の短絡が生ずるなどして同部品が発火し、上記破裂痕から噴出した機械油に引火して更に火勢が強まったことなどによって発生し、これが屋内に延焼して本件建物 2 階部分及び動産類の焼損等に至ったものと推認される（事実上の推定）。

これに対し、その推認を妨げる事情（本件室外機が発火源となる余地のないことが明らかであるなどの特段の事情）は認められず（本件室外機の短絡痕・溶解痕、通電状況、同型機の出火事例の有無、発火可能性に関する専門家の意見、各種燃焼試験の結果等いずれの観点からも特段の事情は認められない）、また、その推認を覆す事情（他の箇所が発火源であることが明らかであるなどの特段の事情）も認められない（リビングの電気器具又は子供の電子器具、内外連絡線、たばこ又は放火が発火源である蓋然性が高いとは認められない）。

したがって、本件火災は、本件室外機のファン電動機の配線に短絡が生ずるなどして発火し、本件室外機の熱交換機器を構成する銅管の破裂部分から噴出した機械油に引火して更に火勢が強まったことなどによって発生したものであり、これが屋内に延焼して本件建物 2 階部分及び本件動産類の焼損等に至ったものと認めるのが相当である。

これらの事情に加え、本件火災発生時においてエアコンは運転されておらず、一審原告らにおいて本件室外機を通常と異なる方法により使用した形跡はないこと等にも併せ鑑みれば、本件室外機は製造物責任法 2 条 2 項所定の欠陥の要件である「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いている」状態にあったものと認めるのが相当であり、前記の燃焼経過等に照らし、このような本件室外機の欠陥との因果関係も認めることができるから、一審被告は、一審原告らに対し、製造物責任法 3 条に基づき、本件室外機の欠陥に起因して発生した本件火災によって一審原告らに生じた損害を賠償する義務を負うものというべきである。

判例の解説

本判例を解説する際、判決文の構成が非常に参考になるので、末尾に目次化して記載した。

一 主張立証責任の枠組み

まず、判決は認定事実を詳細に押さえた上で、争点に対する向き合い方を示す。

「1 製造物責任法 3 条に基づく損害賠償請求における主張立証責任の枠組み」として、PL 事件における認定はどのように考えるべきである、とポイントを整理している。この主張立証責任の整理の仕方自体は、テレビ発火事件（大阪地判平 6・3・29 判時 1493 号 29 頁）や冷凍庫発火事件（東京地判平 11・8・31 判時 1687 号 39 頁）のように民法 709 条過失責任においても認められてきたことではあるが製造物責任法においても引き継がれていることを改めて確認しているもので、異存があるはずがない。

しかし、多数の事例で具体的事実認定の段になると、従来多くの裁判で混迷がみられる。

すなわち、各要件への当てはめに必要な証明の程度を踏まえた事実認定の仕方に各裁判官の迷いが現れる。

その原因となっているのが証明の程度を規範とした次の最高裁判決である。

すなわち、「訴訟上の因果関係及びその基礎となる事実の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実の存在及びその事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであれば足りる」とした最判昭 50・10・24（リンパル事件最高裁判決）である。

そこで述べられている規範の運用・実践の仕方に混乱がみられ実務における事実認定として正しく蓄積されていかず確立されてこなかった。

例えば、誤使用に関する硫化水素中毒事件（東京地判平 23・1・17 ウェストロー所収）や第三者の関与を疑う中古車火災事件（大阪地判平 12・9・20 判タ 1129 号 174 頁）、放火の可能性まで指摘して製品起因性を否定する温水便座発火事件判決（東京地判平 29・10・26 判例集未登載）、その他、同型製品で他に同様の事故がないことを責任否定

の根拠にする判決等には疑問なしとしない。温風機故障による洋ラン被害事件（東京地判平 25・2・22 ウェストロー所収）にいたっては、「本件故障については様々な原因が想定されるところであって、直ちに本件温風器自体の欠陥によるものであるとの推認に至ることはできない。……仮に、本件故障が本件部品の何らかの不具合に起因するものであったとしても、各部品のいずれにその不具合があったかを特定することができない以上、部品の個々の製造業者に、不具合に係る責任を追及することはできない。」という。未だにこのような発想の裁判官がいることに驚く。製造物責任法の主張立証の枠組みを理解せず、かつ最高裁判所のいう「高度の蓋然性」を誤解したものというべきであろう。

その中にある、前記テレビ発火事件判決、冷凍庫発火事件判決や、携帯電話低温やけど事件判決（仙台高判平 22・4・22 判時 2086 号 42 頁）は、最高裁のいわんとしたところを正確に運用して事実認定をしていると思われる。

二 事実認定の仕方

本件判決は、事実認定又は推認に関し、実にきめ細かく模範演技を示している。

前項「1 製造物責任法 3 条に基づく損害賠償請求における主張立証責任の枠組み」でまとめた基本的考え方を、この項「2 本件室外機が本件火災の発火源であると認定し又は推認することの可否等」で事実認定の仕方、定立した要件への当てはめの仕方を懇切丁寧に示している。実務家向けの教科書というべき判決である。

1 間接事実を総合して、発火源、延焼経路を まず正面から推認（事実上の推定）

そこで説明されている本判決の基本構造は、①本件建物及び本件室外機周辺の焼損状況等（本件建物の中で、2 階ベランダに設置されていた本件室外機の周辺が最も焼損が激しい部分であったこと）、②本件火災の発生初期の燃焼状況及び本件建物の延焼・消火活動の経過等（最初に本件火災を発見した一審原告 X₅ が 2 階ベランダにオレンジ色の炎を目撃した時点では炎は居室内に入ってきておらず、その後上記ベランダに面したリビングルームに駆け付けた一審原告 X₃ も、ベランダの炎がリビングルームに入ってきて燃え広がろうとしているのを現認したなどの目撃状況のほか、消火活動の経緯や本件室

外機の破裂痕の状況などから、本件室外機が独自に燃焼を開始したことがうかがわれることなど）、③本件室外機の部品であるファン電動機の物理的・工学的な観点からみた発火可能性（通電状況や配線の短絡等による発火の可能性）等といった間接事実を総合して、発火源、延焼経路をまず正面から推認した（事実上の推定）。

本件の技術鑑定に当たった証人は、末尾に添付した 1 枚の写真を示し「見ればわかる」と言った。頭だけで他原因や誤使用の可能性を検討する前に、まず現場、現物をしっかり見ることから発想すべきである。

2 推認を妨げる事情とその推認を覆す事情の 存否

第 1 に、上記の通り発火源、延焼経路を推認した上で、第 2 に、①その推認を妨げる事情と②その推認を覆す事情の存否につき考察を加えている。

まず①その推認を妨げる事情の存否であるが、「発火源と考えられるファン電動機と同型又は類似構造のファン電動機について発火事例がないとの部品製造者の報告書があっても、すべての発火事故が一審被告によって把握されているとは限らない上、原因不明とされている事例も相当数存在している、リコール対象製品となったものも一定数あることが認められる」、として「同型機について重大製品事故として公表された事例がなく、また、本件ファン電動機と同型機の欠陥により発火事故が発生した事例として把握されている事例がないとしても、それは、実際に発火事故に至った事例として把握されていないということにとどまり、当該製品について発火に至る欠陥が一切あり得ないことまで意味するものとはいえない。」と常識に合った判断を示している。

次に②その推認を覆す事情の存否であるが、一審被告は、本件火災の発火源はエアコン室外機ではなく、室内のパソコン机周辺の電気器具であると主張したり、子供室の電子器具である、などと主張した。これらに対し、判決は、「可能性を述べる限度において失当とまではいえないとしても、室外機が発火源であるとの推認を覆すに足りるほどの蓋然性を有するものということとはできない。」と判断した。

3 通常使用が行われていたかどうかの検討

さらに第 3 に、上記第 1、第 2 に加え、消費者

において通常使用の域を逸脱した異常な使い方を
していなかったか、を検討している。

この点、判決は、火災発生時にエアコンは運転
されていなかったことをとらえて「原告らにおい
て本件室外機を通常と異なる方法により使用した
形跡はない」から、本件室外機は「通常有すべき
安全性を欠いている状態にあった」と認定した。

三 結び

製造物責任法が立法された後でも製品事故被害
者らは容易に勝訴することが出来ず、無念の涙を
飲まされてきた。製造物責任訴訟では、被告は、
当該火災等の事故は、被告製造製品からではなく
他の製品等から発火したものであるとして、理屈
上考え得るあらゆる可能性（放火やたばこの不始
末を含め）を指摘したり、原告の誤使用による事
故である、と主張して争う。それらの諸々の主張
が必ずしも立証を伴っていないくても、原告が主張
する被告製品に起因することの認定をぐらつかせ
る。裁判官によっては、被告にお金を払わせるに
はしっかり立証してもらわないと、などという。
裁判所の中には、欠陥責任に転換されたにもか
かわらず、心底には未だに過失責任の亡霊にとら
われ、製造物責任法の適用に自信を持ってないで
いる空気を感じたものだ。

本件判決は、ここまで細かく判示しなくても結
論を出せるのに（ちなみに一審判決は本判決の半分以
下のボリュームである）敢えて詳細に事実認定をし
てみせ、思考回路を示している。迷える裁判官にお
手本を示していると感じるのは筆者だけだろうか。

長年 PL 訴訟を扱い、PL 法制定運動にも関わ
った一人として、製造業者の責任を認めた第一審判
決を読んだとき、これは「模範答案」だと思った
が、これに対して本件控訴審判決は正に「実践的
教科書」だと感じた。

今後の製造物責任訴訟の事実認定の仕方のモデ
ルとして、この判決の小見出しと頁を末尾に記した。

今後 PL 事件を扱う弁護士、裁判官には、是非
とも参考にしてほしい必読の書（判決）といえる。
大いに広め、活用していただきたい。



本件燃えた室外機

弁護士 中村雅人

エアコン高裁判決（東京高判令2・2・27）の構成

- 第1 控訴の趣旨
- 第2 事案の概要 (P4)
 - 1 (本件訴訟の経過)
 - 2 前提事実 (P5)
 - (1) 当事者
 - (2) 本件火災の発生 (p6)
 - (3) 本件火災発生前の本件建物等の概要 (p6)
 - (4) 焼損状況の概要 (P9)
 - (5) 本件エアコンの概要 (p11)
 - (6) 原告らの受傷状況及び治療経過 (p16)
 - (7) 本件に関する専門的知見 (P17)
 - (8) 消防局による本件火災の出火原因判定等 (p18)
- 3 争点 (p18)
- 4 争点に関する当事者の主張 (p19)
- 第3 当裁判所の判断 (p40)
 - 1 認定事実
 - (1) 本件火災発生前の状況等
 - (2) 本件火災の発生初期の燃焼状況及び本件建物の延焼・消火活動の経過等 (p41)
 - (3) 消防署による消火活動の状況等 (P43)
 - (4) 本件建物等の焼損状況等 (p44)
 - (5) 本件エアコンの焼損状況等 (p49)
 - (6) 本件火災の原因調査の結果等 (p50)
 - 2 事実認定の補足説明 (p53)
 - (1) 原告一輝の供述の信用性について (p53)
 - (2) 原告菜摘の供述の信用性について (p55)
 - (3) (まとめ) 信用性を肯定
 - 3 争点 (1) (製造物責任法3条に基づく損害賠償請求における主張立証責任の枠組み) について (p57)
 - (1) ルンパール判決
 - (2) 被告の反論に対する判断 (p58)
 - 4 争点 (2) ア (本件室外機が本件火災の発火源であると認定し又は推認することの可否) (p60)
 - (1) 争点 (2) ア (ア) (本件室外機が発火源であると直接証拠から認定することの可否) (p60)
 - (2) 争点 (2) ア (イ) (本件室外機が発火源であると間接証拠から推認することの可否) (p62)
 - ア 本件建物及び本件室外機周辺の焼損状況等について
 - イ 本件火災の発生初期の燃焼状況及び本件建物の延焼・消火活動の経過等 (p65)
 - ウ 本件室外機からの発火可能性について (p70)
 - エ 消防局による火災原因の調査結果について (p72)
 - オ その他の間接事実に関する原告らの主張について (p72)
 - カ 小括 (p76)
 - 5 争点 (2) イ (本件室外機が本件火災の発火源であるとの推認を妨げる又は覆す事情の存否) について (p76)
 - (1) 争点 (2) イ (本件室外機が本件火災の発火源であるとの推認を妨げる事情の存否)
 - ア 本件室外機の短絡痕及び溶解痕 (温度センサーに関する事項を除く)
 - イ 本件破裂痕跡について (p77)
 - ウ 本件室外機の通電状況について (p80)
 - エ 本件室外機等の同型機に係る発火事例の有無について (p81)
 - オ 本件ファン電動機からの発火の可能性に関する専門家の意見について (p85)
 - カ 各種の燃焼試験等の結果について (p86)
 - キ 小括 (p86)
 - (2) 争点 (2) イ (イ) (本件室外機が発火源であるとの推認を覆す事情の存否) (本件室外機以外の発火源の存否等) について (p87)
 - ア パソコン机周辺の電気器具が発火源である可能性について
 - イ 子供室 (2) の電子器具等が発火源である可能性について (p90)
 - ウ 本件火災の延焼経過について (p93)
 - エ 小括 (p94)
 - 6 製造物責任法3条の損害賠償責任について (P94)
 - 7 争点 (3) (一審原告らの損害の有無及びその額) について (p95)
 - 8 結論 (p109)

別紙 1~8

以上全 119 頁